

連携を取って、引き続き、受診回数が上がりますように努力をしていきたいというふうに考えております。

島田智哉子君 これを一般財源化されたのは政府であるわけですから、この状況のままではなかなか厳しいのではないかと思つんです。私も妊婦健診の公費による支援はとても重要であると思つております。ただ、その実現のためには現状の地方財政措置の枠を超えた対応を考える必要があるのではないかと私は思つております。

少子化担当大臣として、この妊婦健診の支援についてお考えをお聞かせいただき、私の質問を終わらせていただきます。

国務大臣（上川陽子君） 妊婦健診に係る公費助成ということでの御質問でございますが、たまたま現状の取組あるいは調査の結果等については厚労省からの報告のとおりということ、私も二・八回という実態に対しては大変残念な実態だなというふうに思っています。

とりわけ妊娠の各ステージに応じてリスクの部分も変わってきますので、そういう意味では定期的にしっかりと健診を受けていくということが、全国どこにおいても安全、安心で気持ち安らかにお産をすることができる環境を整備するという意味でも大変大切なことだというふうに思っております。

今、予算ということ、五回ということが原則というところでございますが、自治体によってはかなり前向きに取り組んでいらっしゃる場所もあるというところでございますので、やはり意識をしっかりと持っていたらいい、そして実が上がるようにしていくということについて、四月の実態調査も再度掛けていただくということでもありますので、その部分をよく見極めながら、この健診は大変大事なことであるということ、妊婦さんの方も思っていたかなければいけないということでありますので、そういう面でも全力で取り組んでまいりたいと思つております。

島田智哉子君 質問を終わります。

ありがとうございました。

神本美恵子君 民主党・新緑風会・国民新・日本の神本美恵子でございます。

今日は予算の委嘱審査でございますが、本題に入る前に一点お伺いしたいことがございます。

実は昨日、全国偽装ラブホテルをなくす会という方々が要請に來られました。この偽装ラブホテルというのは私も余り耳慣れない言葉だったのですけれども、ラブホテルというのは普通、普通といいますが、旅館業法にのっとってビジネスホテルなどとして自治体に許可を取るわけですから、その旅館業法にのっとった許可を受けながら、料金設定や外観などからいかにもいいますか、

実際はラブホテルとして営業されている、そういうホテルのことを偽装ラブホテルというふうにいふのでございます。

このラブホテルについては、一九八五年に風営法によって営業できる範囲が限定されることになりました。例えば商業地というようなところで、学校などの文化施設とか、そういうところからは二百メートル離れていないとできないというように、それが風営法で規制が掛けられているんですけども、届けたときはビジネスホテル、シティホテルとして届けて、実際はラブホテルとして営業している、こういうホテルが近年全国各地で増えているということで、昨日いらした方の中のお一人も、我が子を通っている学校のもうすぐ目の前、道路を挟んで目の前のホテルが、外観最初は白だったのがあるときピンクに塗り替えられて、そしてそれは住民が反対をして、これではもう学校の教育上も困るということで抗議をされて、そしてそれが白に塗り替えられたけれども、夜になるとライトアップされてまたピンクになるというような、何とかこれはしてほしいというせっぱ詰まった御要望も昨日いただいたんですけれども、これについては今朝の神戸新聞にもこのことについて載っておりますが、まずこういう状況について、これもそういう関係者の方々の調査によりますと、この偽装ラブホテルの数は二万件とも

三万件とも全国で言われているそうでございます、その根拠はよく分かりませんが、

ですから、その数を警察庁としてどのように各都道府県ごとに把握していらっしゃるかどうかということをお伺いしたいと思います。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。偽装ラブホテルといった場合にどういったものを目指すのかという問題がございます、一つは、実際には風営法の言う基準に該当するラブホテルでありながら届出を出していない違法なラブホテルと、それからまた、風営法の基準には該当しないただ似ている、類似しているというラブホテルと両方あると思います。

各都道府県警察では、そういった営業の実態について可能な限り調査するように努めておりますけれども、何をもち、特に類似のホテルの方は何をもちて類似ホテルというかという基準が明らかでないものですから、したがってなかなかその数の集計ができないという問題がございます。

ただ、そういった中で、住民の方からの要望だとか苦情だとかがありまして、取り締まってほしいといったような要望もございますけれども、そういったものがあれば警察としては可能な限り中にこれは風営法の厳密に言えば立入り権限が該当しないものですから、同意をいただいで中に入らせて見せてもらって実態を調べるとかいうことは可能

な限りしております、そこで違法な営業である風営法に言つところのラブホテルに当たると、しかしながら届出してないということがあれば指導警告を行い、また取締りを行うということにいたしております。

神本美恵子君 今朝のその神戸新聞によりますと、これは兵庫県警だと思いますが、昨年六月に偽装ラブホテルについて調査をしたところ、百五十一店を確認したと、このうち百十六店がいわゆる旅館業法で必要とされる宿泊者名簿等を設置していないなど旅館業法の違反もそこで発覚しているということがございます。ですから、今立入検査がなかなか何をもちて偽装ラブホテルとするかということをやりにくいというお話でございますけれども、現に、例えば兵庫県警等はこういう立入調査をして偽装ラブホテルを摘発しているんですけれども、そして兵庫県警としては、風営法違反、禁止地域営業違反ということで捜索するなど異例の摘発に踏み切ったというふうに書かれております。

これは旅館業法から見ても、明らかに宿泊者名簿等を置いていなければ旅館業法違反になるわけですので、所管の厚労省としても、それから警察庁としては風営法違反ということで早急に実態把握をする必要があると思っておりますけれども、厚労省の方、いかがでしょうか。

政府参考人（中尾昭弘君） 旅館業の施設につきましては、旅館業法及び同法に基づく政令によりまして、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設けるなど一定の構造設備を有すること、また営業者は宿泊者名簿を備え付けることなどが義務付けられております。しかしながら、いわゆるラブホテルと呼ばれる施設の中にはこうした旅館業法の規定に違反するものがあるというふうに承知をしております。

このため、厚生労働省といたしましては、個々の旅館業の営業の許可や指導監督を行う都道府県等に対しまして、適切な指導監督が行われるようかねてから所要の助言、指導を行っているところでございます。

神本美恵子君 先ほど言いました、学校のすぐそばにそういう偽装ホテルらしき、これは実際に住民の方が行ってみて調べられたのかどうかはよく分かりませんが、明らかに外観から見ても、また料金設定等が書かれているのを見ると偽装ラブホテルらしいということ通報があった場合には早急にそれに対する取組が必要だと思いますけれども、先ほどの警察庁の方の御答弁ではなかなか難しいと。

これは、例えば風営法の法律的な罰則規定等も含めて、法律的な問題があるのであればこれは早急に法改正が必要であると思えますし、旅館業法

としても、こういったものを全国に、いったん摘発しても、それで勧告、警告を受けても、その後またしばらくしたら切り替えるというような事例も起きているということをお聞きしましたので、私は、これは早急に、双方強力な連携の下に旅館業法違反、風営法違反がないのかということを中心として全国各都道府県警に指導をしていただいているいは各都道府県に指導していただいている実態把握をまずしていただきたいと思うのですが、両方にその点についてお伺いしたいと思います。

政府参考人（片桐裕君） ただいま申し上げましたように、どういう基準で実態を把握するかということが明確でないので非常に難しい問題がございますが、ただ、先生御指摘のように、可能な限り実態をきちんと把握するように努めてまいりたいと思っております。

その中で、例えば今の問題で、中に立ち入ってはいないけれども、利用者の話とか、それからまた旅館業法の関係の立入りの実態をお話を聞かせていただいた上で、明らかにそれが風営法上のラブホテルであるということが分かれば捜査として中に入っていくというようなことも現にやっておりますので、そういったことも含めて、違法営業があれば厳しく取り締まるといふことでやってまいりたいと考えております。

政府参考人（中尾昭弘君） 旅館業法上は、必

要があると認める場合には都道府県の職員が立入検査を行うとか報告徴収をするという権限が認められておりますし、また、旅館業法違反が認められた場合には、改善命令を出すあるいは営業許可の取消しを行うというような措置も可能でございます。

地域住民の方々から旅館業法違反の施設があるという連絡があった場合には、それぞれの都道府県におきましてこのような旅館業法の規定を踏まえた対応を行っていくべきものと考えておりました。委員の御指摘も踏まえまして、今後とも都道府県等に対する助言、指導を適切に行っていくと考えております。

神本美恵子君 どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言いましたように、学校のそばにそういうものがあるということについては、そこから急発進で車が出てきて、通学路で子供が通っているところに交通事故の心配もございまして、もちろん教育上の環境としてもよろしくないという意味で早急な取組をお願いしたいと思います。

国家公安委員長、この件についての御見解をお願いしたいと思います。

国務大臣（泉信也君） 先ほど生活安全局長から答弁をさしていただきましたように、警察としては取締りをやっている。また、現に十八年の十

月には、ラブホテル等への対応についてという文書を各都道府県に出してございまして、問題のホテルに対する対応を取っておるところでございまして、まず、警察庁においては実態を把握すると、的確に実態を把握した上で的確な対応をするようにということを示しております。具体的には、ラブホテルの要件を満たすに至っている場合には直ちに警告、指導を行う、そしてそれに従わない場合には罰則を適用する、これは風営適正化法の罰則を適用する、厳正な取締りをするようにという指示をいたしております。

また、先ほど申し上げました各都道府県への文書の中では、建築基準法あるいは旅館業法等の違反が認められる場合には、都道府県の関係部局に対し措置命令等の的確な執行について積極的に申入れをするようにという対応をしておるところでございまして、御指摘の学校等の付近にあるものについては従来以上に対応をしなければならぬと、このように考えているところでござい

神本美恵子君 ありがとうございます。

この件終わりますので、国家公安委員長、それから警察庁、厚労省の方、御退席いただいで結構でございます。

委員長（岡田広君） 泉国務大臣、関係政府参考人は退席いただいで結構です。

神本美恵子君 それでは、本題の予算についてお伺いしたいと思います。

少子化対策関連予算についてでございますが、少子化対策といえますと、一・五七シヨック以来政府としても、本当にこれについては今後の日本の将来にも大きくかわる問題として、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、また少子化社会対策基本法の制定、それに基づく大綱の閣議決定等、そして最近では重点戦略として「子どもと家族を応援する日本」、こつこつ取組がずっとなされているわけですが、なかなかそれによる効果が出てこないという現状にあるのではないかと思います。

この「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議の中間報告を読ませていただいたんですが、その中には、経済財政改革の基本方針二〇〇七にも反映されて、少子化対策については国や社会の存立基盤にかかわる最重要課題であるという認識の下に取組を強化するというふうに書かれているというふうに載っております。

そこで、お尋ねしたいんですけども、いわゆる少子化対策大綱が作られて以降で結構ですが、この少子化に関連する予算の推移とそれから来年度予算、今まさに審議の対象でございます二十年度予算まで含めた推移と、それから二十年度予算を組むに当たって特に、ただいま申し上げました

重点戦略の中間報告において最重要課題であると、そういう認識の下に取組を強化するというふうに掲げてあるわけでございますので、来年度予算の重点といえますか、それについてお伺いをしたいと思います。

国務大臣（上川陽子君） 平成十七年度からということでは少子化社会対策関係予算額の推移ということでの御質問にまずお答えさせていただきたいと思いますが、十七年度の予算額が一兆五千九百三十三億でございます。十八年度が一兆三千五百四十一億、十九年度の予算額が一兆五千七百七十六億、二十年度の予算案でございますが、一兆五千七百十四億ということでございます。

平成二十年度の少子化社会対策関係予算案につきましては、歳入歳出の一体改革によります大変厳しい歳出削減が求められており、また政府全体の一般歳出の伸びが〇・七%増という中にありまして三・五%の増となっております、比較的高い伸びであるというふうに考えているところでございます。

二十年度予算の重点化ということでの御質問でございますが、昨年の末に仕事と生活の調和の憲章と行動指針が取りまとめられました。そして、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略ということ、こつこつした戦略を反映させまして、働き方の改革のための取組、そして多様な働き方に応じ

た保育サービス等の子育て支援策の再構築、充実ということ、これの二つを車の両輪として取り組むという方針に基づき、この二十年度予算案におきましてもこの二つの項目について重点的な取組をしているところでございます。

さらに、当面差し迫った問題であるということ、安全、安心な産科医療の確保ということにつきましても重点を置いた内容としているところでございます。

神本美恵子君 来年度の重点ということ、今お話しをいただきました。そのことは私も非常に重要な今差し迫った課題として取り組むべき課題だということ、認識をして、後で内容についてはお伺いしたいんですけども、そのことが最重要課題という認識で取り組まれようとしているにもかかわらず予算に反映されていない。ずっと今紹介していただきましたここ四、五年の少子化対策関連予算は一・五兆円前後で推移をしている。

今回、総枠抑制が掛かっているから三・五%増ということ、それは上川大臣、頑張られたんだと思いますけれども、それにしても、額からすれば一・五兆円前後を推移したままで何ら予算の中に、これはもう、日本は、福田内閣は少子化対策に本腰を入れてやるんだなということがなかなか見えにくい、見えてこない予算編成ではないかというふうに感じております。

今日お手元に委員の皆様にも資料をお配りしておりますけれども、これも少子化白書の中に載っていたんですが、各国の家族関係社会支出の対GDP比、二〇〇三年度の方ですけれども、もう見ただくと分かりますように、これは家族手当等の現金給付、それから子育てサービス、支援といったことでの様々な現物給付も含めたものでございますが、日本は対GDP比、全部合わせて〇・七五%でございます。近年、少子化、出生率の回復を見ていると言われるフランスやスウェーデン等を見ますと、GDP比三・二、三・五四ということに、日本の約五倍くらいGDP比で予算が充てられている。その下に置いておりますやはり四つの国の社会支出額の推移ですけれども、これを見てもお分かりいただけるように、圧倒的に額が少ないということが見て取れると思います。

この家族関係支出というものの、どうという範囲でここに充てるかということでも、少し少子化関係予算とは同じ枠組みではないと思いますけれども、それにしても余りにも少ないということと、それから推移を見ましても、日本の場合、先ほど言いましたように、九〇年、一・五七ショック以来、国を挙げての少子化の取組を様々なプランを立てたり、法律を作ったり、大綱を作ったりしてやってくるわけですから、それにしても、予算の伸びがわずかずつで、伸びがないというこ

とがこれで見取れるのではないかと思います。

それで、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の議論の中でも、ヨーロッパ諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政規模が日本は小さいというふうに指摘されております。上川大臣として、担当大臣として、この少子化対策といいますが、子供、家族を応援する、そういう観点からの家族関係支出、社会的支出、もっと財政投入が必要ではないかというふうに私は思っていますけれども、大臣の見解をお願いします。

国務大臣（上川陽子君） 先生から御指摘がございました一九八九年の一・五七ショックということから一連の子育ての支援策ということで精力的に取り組んできたということでございますが、ある一定程度につきましては効果が上がったのではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今御指摘いただきました各国の状況と比較してみますと、いろいろな経済的な、あるいは社会状況が違うということを留意していかねばいけないということも言ってもございませぬが、総じて言いますと、ヨーロッパ諸国に比べて家族政策全体の財政的な規模が小さくて、また同時に、家族政策を支えている負担についての明確な国民的な合意も形成されているとは言い難い状況にあるのではないかというふうに思っ

おります。

先ほど二〇〇三年ということで比較の数字がございましたとおりでございますが、GDP比、日本の場合には〇・七五%ということでございます。二〇〇六年は〇・八三になっておりますが、他の国との比較が実績値としてございませぬので、二〇〇三年ということでの比較で〇・七五%ということでございますが、その時点におきまして二・三%は各国支出をしているということでございます。

また、別の観点から見まして、先ほど経済的な支援ということで現物給付のお話とそして現金給付のお話ございましたけれども、出生率の回復しているフランスやスウェーデンの家族政策の特徴を見ますと、かつては経済的支援ということに大変重点を置いてきたものが、その後、出産と子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備という形で、政策のウイングを広げてきているということでございます。つまり、両立支援というところに重きを置かないと経済的な部分についても生きてこないとということだというふうに思っております。

ドイツは、日本と比較的出生率が低位でこの間推移してきた国として私も注目しているところでございますが、最近になりまして、現金給付よりもむしろ育児休業制度とかあるいは保育サービ

スのような形で現物給付を重視していくという施策を相次いで打ち出しているところでございます。その結果、最近値でございますが、二〇〇六年と二〇〇七年の合計特殊出生率を比べてみますと一・三三から一・四五に上昇しているという大変短期の成果が出ているという、こんな報告もいただいているところでございます。

今回、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめに当たりましては、まず働き方の改革をする、そして仕事と生活の調和の実現を図っていくということ、そして多様な働き方に対応して子育て支援策をもつ一度再評価をし再構築をしていくという車の両輪の取組ということと、まとめさせていただいたところであります。これにはやはり一定規模の財源が、財政的な投入が必要であるということでの認識をしているところでございます。

そういう意味では、この費用の負担ということにつきましては、未来への投資という形でしっかりと位置付けて、そしてその負担を次世代に回すということにならないように、そういう意味での合意形成に向けて私も全力で取り組んでまいっているところでございます。これからそういうことでの必要な経費を確保するように全力で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

神本美恵子君 やっぱり財政投入が余りにも小さ過ぎる、大ざっぱな言い方ですけども、諸外国と比べてですね。やっぱりフランスにしてもスウェーデンにしても、出生率が回復してきたのはそれだけのお金を掛けて、国を挙げてやってきたというところがあると思っんです。

今、上川大臣もそれに向けてなかなか日本は国民的な合意形成が進んでいないというところでおっしゃいました。私もこの「応援する日本」を読んでまして、子育てなり家族に対するサービスなり給付なりというのは社会的コストというところではなくて未来への投資であるという考え方をしようということが書かれていまして、これは私は非常に大事な認識だと思っんです。

今、コストが掛かっている、これは官民フォーラムの講演記録を読んだんですが、パク・ジョアン・スックチャさんという方の講演読ませていただいたんですけども、この中に、経済が発展してくると社会的な子供の位置付けが変わってくる。昔はたくさん産んで労働力として家庭、家族を支えてきた、その一員としてやってきたけれども、経済発展してくる先進国の中では子供は単なる金食い虫の位置付けになってしまうというふうに、ちょっと言い方はあれですけども、そういうふうになってきている。

だから、子供には金が掛かってしょうがないと

いう認識で、社会的にコストが掛かる存在というところではなくて、未来を担う、未来への先行投資として子育て家族に対する財政投入が必要だということらえ方がこの「応援する日本」の中にあるので、是非これを上川大臣としては生かしてこれからの予算編成なり、来年度からの、また今年度の施策実現に向けてもやっていただきたいと応援する気持ちで申し上げたいというふうに思います。

今お話にもございましたように、現金給付だけでは駄目だと、やっぱり両立支援といいますが、ワーク・ライフ・バランスのための現物給付も含めた支援が大事だということでございますが、それもそのとおりだと思います。それにしても、フランスが今シフトして現物給付の方に行っているとなれば、その前に現金給付として十分な家族手当なり税制の家族に対する支援なりが進められた上で現物給付が行われているという認識が、まずとらえ方が必要ではないかということを指摘しておきたいと思います。

次に、働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現ということについてお尋ねをしたいと思います。

今の御答弁の中にもございましたように、車の両輪として、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現と社会的基盤となる包括的な次世代育

成支援の枠組みの構築、これを同時並行的に取り組んでいくことが不可欠である、まさにそのとおりだというふうに思います。

これらに取り組みの根拠として、諸外国の成功例を見て、子育てというのは単に家庭や家族、とりわけ日本の場合は家族の中でも母親、女性がその責任を担うんだというような考え方がいまだにあるという中で、これを本当に発想の転換をして、社会連帯で、社会全体で子供というのは育てる責任があるんだ、そういう責任を担うんだというこの考え方が非常に重要ではないかと、国民的な合意形成をする上でも重要ではないかというふうに思っています。

それともう一つは、子育ては母親、女の責任ではなくて、男女が平等に仕事と家庭と両方に進出できて、そして男女共同参画が推進される、これももう一つ非常に重要なかぎではないかと思えます。余りこの「応援する日本」の中にはこのことについては触れていなかったような印象を持っており、自主的に取り組んでいく、国と地方公共団体もそれを積極的に支援する、社会基盤づくりを

この重点戦略の中では、これについて、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいく、国と地方公共団体もそれを積極的に支援する、社会基盤づくりを

積極的に行うというふうなことが書かれているんですが、読んでいて、これで本当にワーク・ライフ・バランスが実現できるのかなと。非常に抽象的で、政府として何をしようとしているのかというところが見えてこないんですが、これについては昨年末ですが、憲章と行動指針が作られておりますので、数値目標等も私も見せていただきました。現在のよう、ワークとライフが非常にアンバランスになっていて、特に男性の働き方、働かせられ方といいますか、長時間労働というところ、これをやっぱり何とかしなければ、子育てというところだけでなく、一人の人間の生活、人生としてもワークに偏り過ぎてライフがほとんど、自分の人生を生きていけない状況になっているという、こういう不幸な状況を変えていくことがやっぱり子供の育ちにとっても非常に大事だという意味で、この長時間労働を何とかしなければいけないというふうに、私はまずここから取り組まなければというふうに思っていますが、上川大臣はどのようにお考えでしょうか。

国務大臣（上川陽子君） 昨年の暮れに、政労使の合意によりまして、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの憲章と行動指針が定められたわけでございます。その中には、十四の項目を掲げながら、数値目標を掲げて、十年後到達すべき目標というところで、国民的合意で国民運動と

して推進していくこと、こういう政労使の合意が成立したということについては、私は大変大きな起爆力にこれからなっていくものというふうに思っております。

労使の自主性にゆだねられていたということ、この間、ワーク・ライフ・バランスにつきましても各企業でも取組はやられていたわけでございますが、なかなか社会的広がりにつけていたということがございまして、そういったことから憲章、行動指針については政労使で合意をしていくということが大切ではないかと、こういうことについて昨年の末の合意になったところというふうに思っております。

国民の皆さんがそれぞれ意欲を持って働きながら、また豊かさを実感して暮らすことができるような、多様な選択ができるような社会づくりというのが大変大事であると、こういう一つの共有した社会のイメージというものを持ちながら、それぞれの地域の中で、企業の中でふさわしい在り方についてみんなで共同して参加していただきながら決めていくということだというふうに思っております。

ただいま、長時間労働の解消というのがその中でも大変大きな要素になってくるということについては私もそのような認識でありまして、この憲章及び行動指針におきましても、労使によって労

働時間等の設定改善の取組を支援するなど、仕事と生活の調和の実現に向けて関係省庁や労使とよく連携をしながら実現に向けての取組をまいりたいというふうに思っております。

とりわけ、今先ほど少子の問題に触れられましたが、男女共同参画のお話にも触れられましたが、二十代、三十代の若い世代の働き方というところで様々な調査を見ておりまして、六十時間以上の大変大きな長い時間残業していらっしゃる比率がこの二十代、三十代に比較的多いということについては大変注目をいたしているところでございます。これが少子化との影響も大変大きいのではないかとというふうに危惧しているところでございます。

先般改正されました労働時間等見直しのガイドラインということをあらゆる機会を通じて事業者への浸透をしっかりと働きかけながら、長時間労働の解消に向けて全力を尽くしてまいりたいと思っております。

神本美恵子君 長時間労働を解消あるいは抑制していくということ、非常に重要なかざだと思っておりますけれども、これにつきまして規制改革会議が第二次答申を昨年末の十二月二十五日に発表しておりますが、この第二次答申の「機会均等の実現」「労働分野」というところに長時間労働についての記述がございます。

私はこれを読んで、今、上川大臣、ワーク・ライフ・バランスをする上で長時間労働、特に三十代の子育て真っ最中の世代の長時間労働が六時間以上に及んでいるという、週六十時間ですね、及んでいるというふうなお話、そういう認識で私も共通するんですけれども、この規制改革会議の長時間労働に対するとらえ方がこのように書かれております。「長時間労働に問題があるからといって、画一的に労働時間の上限を規制することは、自由な意思で適正で十分な対価給付を得て働く労働者の利益と、そのような労働によって生産効率を高めることができる使用者の利益の双方を増進する機会を無理やりに放棄させる。」というふうに書かれております。

私なりに何を意味しているのかなということを読んでみただけですけれども、要するに、自由な意思で適正で十分な対価給付を得て働く労働者の利益、それからそれによって、使用者側はその労働によって生産効率を高める、その両方の利益のためには労使のお互いの契約で労働時間なり決めればいいのであって、長時間労働を抑制するなりということでは規制を掛けることは問題だということに私は読み取れるんですけれども、これは規制改革会議、担当していらっしゃる内閣府だとお聞きしましたが、どのような議論の中でこういうふうな取りまとめ、二次答申でありますけれども、

になったんでしょうか。

政府参考人（小島愛之助君） お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘されました記述は、規制改革会議第二次答申中の「労働分野」の「問題意識」の中に書かれているところでございます。

その意味するところというお尋ねでございますが、個々の労働者にとりましては、その人生の段階におきまして、仕事に専念する時期もあれば家庭に時間を割きたい時期もある、また自己研さんに時間を割きたい時期もあるのではないかと、また一方で、そのような労働者の雇用を望む使用者もいるのではないかと、こうしたことから、画一的に労働時間の上限を規制することは必ずしも適切ではないのではないかとといったような議論を踏まえた考え方を示したものであると承知しております。

神本美恵子君 それにしても、先ほど上川大臣もおっしゃったように、週六十時間以上働くということは、単純に考えて、週六十時間ですから所定労働時間四十時間を二十時間オーバーする、五日間で割り算しますと一日に四時間ですが、オーバーワークをするわけですが、一日四時間であれば、九時、五時と考えると九時まで働くわけですね、夜の。そうすると、それから通勤時間一、二時間見ますと、家に帰るのは早くても十時、十一

時になると。それは、子育て中でなければそれでいいというお考えなのか。

その辺が人生のいろんな時期で選べるようにすべきだというふうにおっしゃいますけれども、どの時期であっても週六十時間以上働くなんというのは考えられないというふうに、だれかがその分例えば子供が育ち上がったなら今度は両親の介護などの問題も出てくるわけですから。ワークの時間とライフの時間のバランスを取りましようというのが今政府として出しているワーク・ライフ・バランスの実現、ということを一方でやりながら、今おっしゃったような、これについては自由な意思で労働者が決めるんだからいいんだという考え方が規制改革会議で出されている。私は、こういうことで本当にワーク・ライフ・バランスというものが取れるのか。

これについて、厚労省の方が、この問題ではないんですけども、この規制改革会議は、ほかにも、もう一つこれも絶対に看過できないと私は思う部分があったんですが、例えば、過度に女性労働者の権利を強化するとかえって最初から雇用を操控える結果になるなどの副作用を生じる可能性もある、これもちょっとよく分からないんですが、どういことなんでしょうか。厚労省に後でまとめてお伺いします。

政府参考人（小島愛之助君） お答え申し上げます

ます。

ただいまの御指摘の記述も第二次答申中の「労働分野」の「問題意識」の中に書かれているものでございます。その意味するところというお尋ねでございますが、人権上の観点から必要とされる性差別の防止や、妊娠、出産に係る女性の保護が必要であるということとは当然のことではありますが、こつした目的を達成する手法として、使用者側に法的な義務を課す手法が最善であるとは限らないのではないかと、女性労働者の権利保護をすべて個別企業に課すことによつて達成しようとする方法を取る場合には副作用が生じる可能性があるのではないかとこの考え方を示したものであると承知いたしております。

神本美恵子君 皆さんお分かりですか。その意味が私には分からないですね。女性労働者の権利を強化すると最初から雇用を操控えるというのは、例えば具体例でいうとどういことなんでしょうか、一つでも例を。

政府参考人（小島愛之助君） お答え申し上げます。

これは、その権利を強化するとそつという女性労働者の雇用を操控える可能性があるのではないかと一つ一つの考え方を示したものと承知しております。

神本美恵子君 昨日、ちょっと担当の方とやり

取りをさせてもらつたんですが、例えばといって

そのとき教えてもらつて私はよく分かったのは、例えば妊娠、出産の可能性のある女性が入社してきた、そこで育児休業制度がそこにあつたとしますね。そうすると、その人が育児休業を取ると、まあ女性労働者の権利として取るとすれば、その分コストが掛かるわけですね。というふうなことで、育児休業制度を一律に導入せよと言つと、そついう妊娠、出産の可能性というか、おそれというか、使用者側から見れば、おそれを持っている女性の雇入れを操控えるようになるから、一律にそついう女性労働者の権利を強化するということとは良くないんだというふうなことだろつと昨日説明された方は例としてお話をいただいたんですが、そつ言つていただくところに書かれている意味がよく分かるんですが、意味はよく分かりませんが、私はこんなのはとんでもない誤りだと思つますし、国の施策から見ればこれまでやってきたことに全く逆行する内容だと思つんですけれども、これについて厚労省は、ここだけではなくて規制改革会議の第二次答申について反論をなさつておりますので、長時間労働やそれから労使の対等な関係ということについて反論されていることをちょっと御紹介いたしたいと思います。

政府参考人（村木厚子君） まず、反論を個別の問題についてそれぞれしておりますので、私の

方から、先ほどの女性の採用の手控え云々というところについて私どもの反論を述べさせていだきたいと思えます。

女性労働者の権利の保護ということにつきましては、人権上の観点から当然のことでございます。日本におきましても男女雇用機会均等法という法律があつて、性によって差別をされず、妊娠出産等についても差別を受けないという当然のことを定めているところでございます。

規制改革会議二次答申の表現につきましては、もちろん人権上の保護の必要性を否定をするようにも読めますし、また、先ほどの女性の採用を手控えろというようないふことが本当にありますとその行為自体が男女雇用機会均等法の指導の対象になるような行為でございますので、この辺りのことを容認しているかのような記述というのは大変問題があるのではないかとということで反論をさせていただいたところでございます。

神本美恵子君 同じ政府内の規制改革会議というところで議論をされて、これはお聞きしますと、まだ問題意識ということで提起をされていることなので、このことが直ちに実施され、政策化されるということではないということですから、今ワーク・ライフ・バランスを言っているときに、長時間労働はそれぞれの自由意思で、労使で話し合えばいいんだとか、女性が働く権利を認めると

雇い控えをするという、そのことを容認するようないふことが同じ政府の会議の中でやられているということ自体が、私はもう最初からワーク・ライフ・バランスの実現に向けてアクセルとブレーキを同時に踏んでいるような感じがしまして、本当に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略というものに対する大きな懸念といたしますが、はてなこれがこれを見た途端に付いたわけでございます。

これについては、是非、上川大臣、しっかりと旗を持つてといいますが、あらゆるところに目配りをして、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには何が必要なのかということを決意を持って取り組んでいただきたいと思えます。

特に、一番最初に言いました労使の自主的な取組、これはもちろんそれを否定するものではありませんけれども、必要な規制なり労働者の保護なり、長時間労働に歯止めを掛けるような法的な整備、制度的な整備というのはこれはやっぱり十分に検討しなければいけないというふうに思っていますけれども、これについての大臣の、今の規制改革会議の考え方も含めて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（上川陽子君） 仕事と生活のまず調和を社会全体として取り組んでいこうということでございます。

先ほどの長時間労働ということにつきましても、

十四の数値目標、政策目標の中で六十時間以上の長時間の部分については十年後半半減をするということを具体的に目標を掲げてやっていくわけでございます。ここは政労使の合意で決められた憲章と行動指針でございますので、自主的な効果的なそれぞれの企業に合った形で、労使でよくよく相談をしていただきながらワーク・ライフ・バランスの実現に向けて知恵を出して、また行動していただきたいというふうに思っておりますし、そうした動きについて国としても積極的にならざるを得ないというところで、国民運動としての旗振りをしてまいりたいというふうに思っております。

神本美恵子君 資料の裏側に、お配りしているんですけども、この長時間労働についてなんです。今、政労使の合意で週六十時間以上を十年後には半減するという数値目標を立ててやっているということでございますけれども、六十時間といえは、先ほど言いましたように九時過ぎにしか帰れないと。どんなに早くても会社を九時過ぎに退社してということになります。

先進国と日本の両立環境の比較ということですが、ここに出しておりますけれども、例えば週五十時間以上の労働者の割合というところを見ましても、日本の場合二八・一％、フランス、スウェーデンはそこにあるとおりでございます。それから、子

供の側からちよつと見てみますと、父親の、夫の

帰宅時間というところを見ると、十九時以前に帰宅と答えた者の割合が、これは全国的なものではなくて都市で調査されたようですが、東京の場合二二・六％、七時前に帰れば夕食は一緒にできるかなという時間だと思います。それから、十九時ごろ以前に帰宅と答えたフランスの場合は、パリで五〇・四％、リヨンで六一・九％。半数以上のお父さん、夫が七時前に帰ってきているということですから、スウェーデンの場合は、平均・最頻帰宅時刻十七時ごろ。これはもう本当に何かうれしくなるようなことだと思いますけれども、一気にここまででは行かなくても、日本の場合、これで想像しますと、夕方七時以前に帰ってくる人が二二％ですから、圧倒的な家庭の、もしこ子供がいらずしゃれば、子供と一緒に食事ができない働き方、働かされ方をしている状況だと思います。

これをやっぱりと何かするには、本人の人生の選択だとかいうことに任せるのではなくて、やっぱりワーク・ライフ・バランスを取って、子供を育てるのに父親も母親もかわるという、そういう施策が私は必要なのではないかと思えます。

そついつの意味で、この数値目標も、週六十時間以上の雇用の割合ではなくて、週五十時間以上の雇用の割合二八％を半減させるといふようなもう一歩進んだ取組が必要なのではないかという

ことを御指摘しておきたいと思えます。

ちよつと時間が限られておりますので、次に行きたいと思えますが、このワーク・ライフ・バランスのためには長時間労働の解消と、もう一つ大事なものは、実際に子育てをしている人たちが短時間勤務で働き続けることができる。いったん就業を辞めなくても、朝遅く行くとか、夕方早く帰る、これはもちろん男女を問わずですね、正社員であっても短時間勤務制度がその期間、一年なり二年なり必要な期間取ることができるといふような制度や、それから、実際に今短時間勤務、パート労働をやっている方たちも、今正規ではなくて非正規であるということ、賃金が同じ仕事をしていても正社員の約六割といふような現状を変えて、短時間パート労働であっても同一価値の労働をしていけば同一賃金がもらえるといふような法整備も必要なのではないかといふふうに思いますが、この短時間勤務制度についての数値目標が行動指針で挙げられております。

これは正社員の場合が中心になると思いますがこれについて、私はワーク・ライフ・バランスが少子化対策として有効に機能するためにはこれは非常に重要なことだと思いますけれども、これについて厚労省なり上川大臣の取組をお伺いしたいと思えます。

政府参考人（村木厚子君） 御指摘の短時間正

社員でございますが、これは大変私どもも大事な制度だと思っております。フルタイム正社員よりも労働時間が短いということで多様な働き方ができる、その上で就業時間に比例した待遇が得られるといふこの制度、非常に大事なものと受け止めております。

御指摘ありましたように、昨年十二月に取りまとめられましたワーク・ライフ・バランスの行動指針におきまして、五年後に一〇％、十年後に二五％の企業での導入というものを目標に掲げるところでございます。

厚生労働省、これまでこの導入を促進するために制度の周知でございますとか助成金の支給等を行ってまいりましたが、まだなかなか普及率が低いという状況でございますので、さらに、二十年度でございますが、実態把握のための調査を実施するということが、またそれを踏まえまして導入マニュアルを使いやすいものに改定をするというところ、それから、この導入をするための事業者の方々にノウハウを提供するための専用のサイトの開設をしたいということ、予算要求をしているところでございます。

こついつた制度も利用しまして、短時間正社員制度の普及定着に努めてまいりたいと考えているところでございます。

神本美恵子君 上川大臣は十分にはここを出な

ければいけないときつきお伺いしましたので、次の全体的な問題と一緒に答えていただきたいと思いますが。

この短時間勤務制度と、それからあとフリーターの問題ですね。本当にこれ今大きな問題になっていますが、ここに挙げられているフリーターの現状の数値なんですけれども、昨日お聞きをしましたら派遣や契約等の人数はこれには入っていないようなんですね。それで、実際に今派遣や契約等の非正規で働いている方たちも入れると二百万人を超えるフリーターの数になっているのではないかと思います。

この辺の数値の設定もそうなんですけれども、いずれにしてもこのフリーターの人たち、特に就職氷河期と言われました八〇年代に就職をする時期だったのに就職ができなかった、そのためにアルバイトやパートですつとやってきたと。今、今度は求人が増えてきておりますけれども、もう大手企業などはこのフリーターをやってきた三十を超えた人たちを正社員として雇うという企業は一・何%、本当にわずかしかないんですね。ほとんどが新規卒、新卒者を雇いたい、正社員としては雇いたいというような状況の中で、この三十代を超えたフリーターの人たちの人生といえますか、それを考えただけでも、少子化対策と限らなくても、何とかこれは手を打たなければいけない問題

だというふうに私は認識しておりますので、このワーク・ライフ・バランスの取組の中でフリーターに対しての取組目標も掲げられておりますので、それも含めて、上川大臣として最後に御決意をお伺いしたいと思います。

私、強調したいのは、この「子どもと家族を応援する日本」で、先ほど、財政投入の必要性書かれていたけれども、現物給付からまずやるべきだということなことを書かれているのはちょっと気になるんですね。

さつき言いましたように、フランスの場合は現金給付がもう充たされ、充たといいますか、日本では考えられないぐらい、例えば児童手当一つ取ってみても日本とは比べ物にならない手当が出ている。その上で現物給付をこれから、今政策としてやられている。日本の場合の子供、児童手当などを見ますと、諸外国に本当に見劣りがする。特に、長時間労働でやっている分の残業手当、時間を圧縮しまして残業手当が入らなくなると家計の収入に響くわけですね。そうすると、その分現金収入として給付を厚くしないとなかなか残業をやめられないという悪循環に陥ってしまいますので、現金給付ということも是非財政投入の中には考えていただきたいというふうに私、考えております。

総括的に上川大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

います。

国務大臣（上川陽子君） 今年、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和元年ということと、国民運動として取り組むという大変大事なスタートを切ったところでございます。

現物給付、現金給付、いずれにしても、そのすべてをやはり同時に達成していかなければいけない大変きりぎりの時期に我が国日本は直面しているのではないかと認識を持っておりまして、先ほどの御指摘では、現金給付がないとその上という、フランスのようなお話がございましたけれども、そのいずれにおきましてもしっかりと取り組んでいくという前提でこのワーク・ライフ・バランスの元年に臨んでいきたいというふうに思っており、決意をしているところでございます。

特に、今回のワーク・ライフ・バランスにおきましては、労使の自主的な取組を前提としながらも、国、地方公共団体と力を合わせてということでの全員参加という国民運動でございますので、そうした部分をより前向きにすることができるよう、実現度指標を作ってフォローしたり、そして、それぞれの項目についても施策と、また施策の効果をしっかりと見据えながら取り組んでいくというふうに考えておりますし、短時間労働やフリーターの皆さんの正規化ということにつきましても、ワーク・ライフ・バランスという多様な働

き方をしっかりと受け入れるというような考え方の中でも大変大事な部分であるというふうにも思っております。

昨年末から、日本経団連や連合さん、ここは署名をした組織でございますけれども、そちらの方に具体的な御協力をお願いをしてきておりまして、その取組については加速をしていきたいというふうに思っております。

仕事と生活の調和は男女共同参画ともかかわりますし、もちろん少子化とかかわる、三位一体ということで大変大事なことでございますので、まず、トップ等への働きかけも十分にしながら、それぞれの組織で頑張っていたけるようにということで、職場を変えようキャラバンという運動を展開をして、先頭に立って頑張っていきたいというふうに思っております。

神本美恵子君 上川大臣、御退席なさって結構でございます。

委員長（岡田広君） 上川国務大臣は退席いただいて結構です。

神本美恵子君 あと二分しか残っておりませんけれども、最後に、じゃ、一問だけ厚労省にお伺いしたいと思います。

新たな子育て支援サービスとして、今度、児童福祉法を改正して家庭的保育を制度化するというふうにお伺いしております。これについて、もう

時間がありませんので、資格要件を緩和して、実施基準等は省令で定めるといふふうになっておりますけれども、今現状のいわゆる保育ママと言われる家庭的保育に従事している方のお話を聞きますと、ボランティアからスタートしているために非常に報酬、待遇、労働条件といいますが、そういうものも自治体によってまちまちでありますし不安定だということをお聞きしております。ですから、最低でも施設保育者並みの基準になるようにということをお考えしております。

それとも一つ、施設保育と違って、個室といえますが家庭内、密室で行われますので、それだけの不安定さといいますが、危機管理の面からもうやっという方は大変その分のリスクも負っているというところで、そういうことに対する配慮といいますが、も含めて、省令で定められる基準というものは是非、実際やっている方の話も十分に聞いた上で決めてほしいと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

政府参考人（村木厚子君） この保育ママ制度につきましても、大変期待も大きいというふうに承知しております。法律にきちんと位置付けるということ、法改正について国会に提出をするとともに、実施基準等につきましては今後検討していきたいと思っております。

その際には、先ほど先生が御指摘をされました

ように、保育者の資質をどう担保するか、研修をどのようにするか、それから密室性という問題にどう対応するか、そういったこともしっかりと検討をしていきたいと思っております。

検討につきましては、先生御指摘のように、実際にこの分野で既に御活躍のところがございますので、こういった関係者の方々を巻き込んだ形で検討をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

神本美恵子君 終わります。

委員長（岡田広君） 午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十分開会

委員長（岡田広君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十年度総予算の委嘱審査を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

有村治子君 自由民主党の有村治子でございます。

今日は、担当させていただく質問、九十六分間でございますが、それを主に、日本が情報ということをどのように重要に思っているのか、また国家の機密に対してどのような整備があるべきなの